

15.フィンランド

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

フィンランドの WEEE 法は以下に基づく:

- ・ 2004 年 9 月 1 日に発効した電気・電子機器廃棄に関する政令 (852/2004)¹⁶
- ・ 廃棄物法(1072/1993)、および 1993 年廃棄物法改正法(452/2004) (Waste Act (1072/1993), Act (452/2004) amending the 1993 Waste Act) ¹⁷

フィンランド国内で電気および電子機器を製造・販売もしくは輸入するメーカーおよび 輸入業者に対する WEEE 関連の義務は英語で次のサイトで入手可能。

http://www.ymparisto.fi/download.asp?contentid=35201&lan=en

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

環境省¹⁸によれば、フィンランド国内法は、EU 指令の定める基本ガイドラインに従っている。フィンランド国内法が EU 指令より厳しい部分は特にない。EU の WEEE 指令に基づくフィンランドの廃棄物法(2004 年 9 月 1 日施行)は、電気・電子機器の製造者が上市した製品に起因する廃棄物のリサイクルおよび廃棄物管理を実施する責任を負い、廃棄物管理費用を負担しなければならないと定めている。製造者は、回収可能な WEEE の分別回収、必要な貯蔵、および予備処理施設への搬入を実施することを義務付けられる。小売業者は、一対一を基本として新製品の買い替えと交換で家庭から WEEE を引き取るか、または消費者に代替的受入施設を紹介しなければならない。製造者は、一対一を基本として、上市された B2B 製品を企業から引き取らなければならない。さらに、受入場所のネットワークは、製品のエンドユーザーが、リサイクルまたは利用その他を目的として当該製品を廃棄物管理システムに引き渡すことができるよう全国を広く網羅していなければならない。2005 年 8 月 18 日以降に上市された製品には、機器のメーカーを明示するマークに加え、製品が 2005 年 8 月 18 日以降に上市された目の表示を記載すること。前処理を行う工場および一般家庭の機器ユーザーに、回収システムと回収場所に関する情報を提供すること。

17

http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1993/en19931072?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=j%C3%A4telaki

 $^{18}\ http://www.ymparisto.fi/default.asp?node=5295&lan=en$

http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2004/20040852



Pirkanmaa 地域環境センター(Pirkanmaa Regional Environment Centre)に、上市した製品および使用を中止した製品に関する年次の情報を提供すること。製造業者ファイルへの登録に関する申請書(受入場所のネットワークおよび廃棄物管理機関に関する契約についての情報を含む)を、Pirkanmaa 地域環境センターに提出すること。一般家庭で使用される機器に関し、廃棄物管理義務の遂行を目的としたリサイクル保証または銀行記名口座などを示す十分な傍証を Pirkanmaa 地域環境センターに提出すること。全国の年間平均回収率は、国民一人当たり廃電気・電子機器 4 キログラム以上でなければならない。新制度を策定中だが、現時点で内容は決定されておらず、実施は早くて 2010 年末になる見込み。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEE の罰則規定は以下に基づく:

- ・ 廃棄物法¹⁹ (1072/1993, 1993 年 12 月 3 日施行) および 1993 年廃棄物法改正法 (452/2004) (2004 年 9 月 1 日施行)。
 9 章-情報収集、検査、監督、10 章-強制措置と 制裁。
- フィンランド刑法²⁰、(39/1889, 同法の改正法 940/2008 を含む)、例 44 章 健康及び安全を脅かす犯罪、48 章 環境に対する犯罪

WEEE の罰則には、条件付罰金、是正および操業停止、遵守命令、生産者データ登録簿における当該メーカーの承認決定取消し、当該製品の一次的または永久的な製造、輸入、取扱い、販売、引渡しまたは使用の禁止などの措置が含まれる。

フィンランドで重大な違反が起きた事例はない。軽微な罰則適用の典型的な理由として は、回収、登録、報告、ラベリングなどの義務不履行等が挙げられる。

19

http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1993/en19931072?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=j%C3%A4telaki

20

http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1889/en18890039?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=crimina 1%20

b. RoHS 罰則規定

- i. 廃棄物法(1072/1993) と 1993年の廃棄物法改正法(452/2004)
- ・ 第9章 情報収集、検査および監督
- ・ 第10章 強制的手段および制裁措置、
- ii. フィンランド刑法 (39/1889、940/2008 までの改正事項を含む)、
- 第44章 衛生・安全を脅かす違反、
- 第48章 環境を害する違法行為
- iii. フィンランド刑法(39/1889、940/2008 までの改正事項を含む)、
- ・ 第44章 衛生・安全を脅かす違反、第48章 環境を害する違法行為。

適用される罰則としては、条件付罰金、当該製品の一時的または永久的な製造、輸入、 取扱い、販売、引渡しまたは使用の禁止などが考えられる。

c. WEEE 国内法違反の事例

フィンランド国内で WEEE 規則違反の事例は 5 例起きている。適用された罰則は条件付罰金であった。いずれの事例においても、製造者または生産者が、条件付罰金の執行猶予期間中に WEEE 規則に準拠したため実際に罰金(金額は非開示)は科されていない。

d. RoHS 国内法違反の事例

フィンランド国内で RoHS 規則違反の事例は 2 例起きている。適用された罰則は、製品 引渡しの禁止であった。これは、すでに店頭に置かれている製品は販売できるが、倉庫/ 貯蔵所に置かれている製品はメーカーに返却しなければならないことを意味する。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

_

現時点で税関によるチェックは行われていないが、いわゆる NLF 規則、すなわち、認証 および製品販売に関連する市場調査についての要求事項、ならびに規則(EEC)廃止に関 する 2008 年 7 月 9 日の欧州議会および欧州理事会の規則(EC) No 765/2008²¹に従い、新

 $^{{\}it http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:218:0030:0047:EN:PDF}$

通関ガイドラインが策定されている。それでもなお、当該製品が RoHS の要求事項に適合 しないことを示す情報を税関が入手しない限り、税関によるチェックは行われない。

b. 税関での検査、確認方法、コスト

フィンランドの税関は、現在のところ RoHS 規則の要求事項をチェックしていないため、 RoHS 規則適用対象製品の通関時には、費用も時間もかからない。

c. RoHS 対応違反時の対応

基本的にチェックは行われないが、当該製品が RoHS 規則に適合しないとの疑いを税関 職員が抱いた場合、製品は税関の研究所に送られる。その後、特定有害物質を含む製品は 送還または押収される。ただし、当該輸入製品が RoHS 規則の要求事項に適合しないと信 ずる合理的理由がない限り、税関が RoHS 規則への適合を積極的にチェックすることはな い。フィンランドの中心的監督機関は安全技術局(Tukes)で、フィンランド市場において 販売される電機・電子機器の適合性を 2006 年から監視している。フィンランド環境省と協 力し、市場調査情報を、製造者、輸入業者、小売業者に配布している。Tukes は、政府デ クリー852/2004 (WEEE 指令) および 853/2004 (RoHS 指令) の類似申請を調整するため、 Pirkanmaa 地域環境センター(フィンランド)と連絡を取り合っている。Tukes は、EEA の他の市場監視機関とも協力関係にある。また、Tukes は、RoHS に関連する標準化にも注 意を払っている。基本的な監視方法としては、すでに上市されている製品のサンプルを選 択し、検査する。製品の安全性を確認するために行われる検査は、「スクリーニング検査」 と「化学検査」の2種類である。検査対象として選定された場合は、RoHS 規則準拠に関す る文書の提出を要求される。検査結果に基づき、または RoHS 文書提出の要求に従わなか った場合は、罰則が科される。このような場合、メーカーは Tukes に検査費用を支払った 上で、検査のための製品購入費用も負担しなければならない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

- ① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関
- a. 登録先

Pirkanmaa 地域環境センター

Yliopistonkatu 38, 33101 Tampere, Finland

電話: +358 20 610 104, Fax: +358 20 610 1600

連絡先: Mr Teemu Virtanen

URL: http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=264770&lan=en&clan=en

b. 登録方法

製造者登録フォーム記入の手引きは以下のサイトで入手できる(英語)。

URL: http://www.ymparisto.fi/download.asp?contentid=35353&lan=en

WEEE 製造者登録フォームの翻訳版は、以下のサイトでダウンロードできる。

URL: http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=245907&lan=en&clan=en

フィンランド廃棄物法改正法(452/2004)第 50 条 b 項は、同法第 18 条 b 項で定義された製造者に対し、Pirkanmaa 地域環境センターが保管する公式製造者データ登録簿に記載される情報の提出を義務付けている。例えば、電気・電子機器のメーカーおよび輸入業者、ならびに自社商標でこれらの機器を販売する小売業者は、この登録を義務付けられる。登録済み製造者は、①正式な社名または連絡先詳細の変更、②廃棄物管理・回収手順に関する重大な変更(例:回収ネットワークの変更)、③廃棄物管理に関して製造者が締結した契約の重大な変更(例:新契約の締結、または既存契約の解除もしくは重大な修正)または④事業活動の停止、の場合に Pirkanmaa 地域環境センターに遅滞なく届出を行わなければならない。

正式に登録フォームを提出した製造者は、Pirkanmaa 地域環境センターによって製造者データ登録簿に正式に登録される。同センターはその後、廃棄物法に関連する放棄に定められた特定の義務の履行と、活動を監視するために必要な措置を製造者に求める場合がある。電気・電子機器の製造者は、廃棄物法第18項に定められた確約書を提出するまで、登録を認められない。

· 登録方法:

登録フォームはインターネットで入手できるが、フィンランド語版またはスウェーデン語版しかない。登録を行うことができるのは、フィンランド企業登録コード(Yコード)を持つ企業のみである。フォームを Pirkanmaa 地域環境センターに郵送する。

登録料:製造者は440ユーロ、製造者団体は5,400ユーロ。

· 年次報告:

年次暦年報告書を、毎年4月30日までに提出しなければならない。当該製造者が製造者団体に加盟している場合は、製造者団体が製造者に代わり、4月30日までに報告書を提出する。

年次報告書提出料:製造者は130ユーロ、製造者団体は1,400ユーロ。

② 回収の仕組み

回収ポイントは、メーカーまたは消費者が処理を目的として廃電気・電子機器を返却できる場所である。フィンランドには約 500 ヵ所にのぼる回収ポイントのネットワークが存在する²²。

企業が WEEE 規則の定める義務を履行する一番簡単な方法は、製造者団体に加盟することである。製造者団体は加盟企業に代わって、回収ポイント、輸送、リサイクル、報告、廃棄物管理サービスに関する競争入札を企画し、これらに関する契約を地方自治体や当該業界の事業者との間に締結する。一般に、製造者団体は、実際の回収を地方自治体や他の現地廃棄物事業者に委託している。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

国境を越える廃棄物の輸送は、欧州議会および理事会の規則(EC) No 1013/2006)に従って規制されている。さらに、フィンランド廃棄物法(1072/93、747/2007 および 806/2008により改正)は、国境を越える廃棄物輸送に関して、いくつかの追加条件を定めている。また、廃棄物の販売者または取引業者となる場合、当該廃棄物がフィンランド国外で処理または再生され、当該国の環境許可においてこの点が考慮されていないときは、国家廃棄物登録簿(National Waste Register)への通知が必要である。

国境を越えた廃棄物輸送に関連するフォーム(通知書、移動届、グリーンリスト廃棄物届出書)は、SYKE ウェブサイトで入手できる²³。

23 http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=225859&lan=en&clan=en

²² http://www.kierratys.info/index.php



フィンランドにおける廃棄物輸送許可の監督機関は以下の通り。

・ フィンランド環境機構 (Finnish Environment Institute (SYKE))

P.O.Box 140, 00251 Helsinki, Finland

電話: +358 (0)20 610 123), Fax: +358 (0)9 5490 2491

E-mail: TFS@ymparisto.fi

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

フィンランドには現在、製造者団体が 5 つある。企業は、自社に適した製造者団体への加盟を申請する必要がある。製造者団体の加盟企業になると、加盟を証明する文書が送られてくる。証明書には、社名と加盟年月日のほか、Pirkanmaa 地域環境センターにおける当該製造者団体の登録番号が記載されている。申請書は、自社に適した製造者団体から直接入手しなければならない。

• 団体名: Serty Ry

加盟企業:例:日立、マキタ、パナソニック、パイオニア、シャープ、ソニー・エリク ソン

加盟料:売上高に応じて1,000~5,000 ユーロ

年会費:150 ユーロ

WEEE 規則対応費用: 1 製品につき $0.05\sim18$ ユーロ(製品によって異なる)。コスト総額は、WEEE 規則対応費用にフィンランド市場で販売する製品の数を乗じることによって求められる。ランプの WEEE 規則対応費用は、ランプ 1 個につき 0.15 ユーロ。

URL: http://www.serty.fi

フィンランドの製造者団体:

・ ELKER Oy (統括団体、サービスプロバイダー)

URL: http://www.elker.fi

Managing Director Mr. Veikko Hintsanen

電話: +358 50 4088956

veikko.hintsanen@elker.fi

· SELT (電気・電子機器製造者団体)

URL: http://www.selt.fi 代表: Ms. Tarja Hailikari 電話: +358 9 6963 722 tarja.hailikari@sstl.fi

• ICT Producers' Cooperative (ICT 製品)

URL: http://www.icttuottajaosuuskunta.fi

代表: Mr. Klaus Katara 電話: +358 9 6824 1311 klaus.katara@tkl.fi

· Finnish Lamp Importers and Producers (FLIP)

URL: http://www.flip.fi

Chairman Mr. Markku Nikki

電話: +358 400 445 623

markku.nikki@philips.com

・ SERTY Ry (WEEE 製造者団体、多数の製品カテゴリー)

URL: http://www.serty.fi

Managing Director Mr. Arto Puumalainen

電話: +358 9 2705 2840

arto.puumalainen@sertuottajayhteiso.fi

・ NERA (多数の製品カテゴリー)

http://www.nera.fi/

Country General Manager, Mr. Timo Hämäläinen

電話: +358 4052 29983 timo.hamalainen@nera.fi

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

WEEE 規則対応のための費用は小売価格に自動的に転嫁される。EEE 購入または WEEE 回収に際し、別途に料金を徴収することは認められていない。製造者は、WEEE 再生/回収にかかるすべての費用を負担する。

⑥ WEEE 回収率

製品カテゴリーによって、回収率は48%(分析機器)から91%(大型家電)までと幅がある。ランプに関するデータはない。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

費用は、製品、販売数、重量、製造者団体の料金設定によって異なる。

団体名: Serty Ry

加盟企業:例:日立、マキタ、パナソニック、パイオニア、シャープ、ソニー・エリクソン

加盟料:売上高に応じて1,000~5,000 ユーロ

年会費:150 ユーロ

WEEE 規則対応費用: 1 製品につき $0.05\sim18$ ユーロ(家庭電化製品)。製品によって異なる。 コスト総額は、WEEE 規則対応費用にフィンランド市場で販売する製品の数を乗じることによって求められる。ランプの場合は、ランプ 1 個につき 0.25 ユーロである。

URL : htpp://www.serty.fi

出所:Managing Director, Mr. Arto Puumalainen, Serty

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

a. Kesko Ltd の事例

Kesko Ltd.は、フィンランド最大の WEEE 製品卸売・小売・輸入業者である。Kesko によれば、主要企業はいずれも WEEE 規則準拠に向けた対応をいち早く行った。WEEE 規則を遵守するためには、WEEE 関連の問題を取り扱う製造者団体への加盟が必要である。例えば、Kesko は SERTY に加盟しており、SERTY が Kesko に代わって、登録、回収その他、WEEE 規則の遵守に関わる問題を処理している。Kesko は基本的に、富士通、任天

堂、ソニー、パナソニックといった日本のブランドを含め、フィンランド市場で入手可能なあらゆる家庭電化製品、エレクトロニクス製品をすべて販売している。Kesko が販売する製品を自社で輸入していない場合、同社は、輸入業者/メーカーがフィンランドのWEEE 規則に適合するか否か(製造者団体のメンバーか否か)を必ずチェックしている。

また、同社によれば、WEEE 規則が企業に与える影響は軽微である。他の輸入業者、小売業者も同様に WEEE 規則を遵守しなければならないため、多大な経済的負担は生じていない。全社に対して公正な取扱いがなされている。また、WEEE 規則実施後、同規則への対応費用は売上に影響を及ぼしていない。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

WEEE 規則に特別な問題は存在しない。Pirkanmaa 地域環境センターによれば、WEEE 規則への準拠に関して些細な問題が存在するのみである。これらは、WEEE の回収の調整、製造者団体間の一般的協力と情報交換に関する問題である。

RoHS 法に関して特段の問題は見られない。Tukes によると、RoHS 遵守に関し、RoHS に関する文書が足りないもしくは完全でないといった、マイナーな問題があるだけである.

③ 国内法対応の相談窓口情報

WEEE に関する窓口:

· Pirkanmaa Regional Environment Centre

住所: Yliopistonkatu 38, 33101 Tampere, Finland

電話: +358 20 610 104, Fax: +358 20 610 1600

連絡先: Mr. Teemu Virtanen

http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=264770&lan=en&clan=en

WEEE 製造業者団体

- ・ ELKER Oy (統括団体、サービスプロバイダー) www.elker.fi
- ・ SELT (電気・電子機器製造者団体) www.selt.fi
- ICT Producers' Cooperative (ICT 製品) www.icttuottajaosuuskunta.fi
- · Finnish Lamp Importers and Producers (FLIP) www.flip.fi

- · SERTY Ry (WEEE 製造者団体) www.serty.fi
- ・ NERA (多数の製品カテゴリー) http://www.nera.fi/

RoHS 規則に関する問合せ先:

· TUKES (安全技術局 (Safety Technology Authority))

Uimalankatu 1, FI-33540 TAMPERE, Finland

電話: +358 10 6052 000, Fax: +358 9 605 474

Ms. Marika Keskinen

URL : http://www.tukes.fi/

RoHS 規則に関する検査・認証機関:

· Nemko Oy

PL 19, 02601 Espoo, Finland

電話: +358 (0)424 54541, Fax: +358(0)9 5489 6371

URL: http://www.nemko.fi/n_f/index.html

· SGS Fimko Oy

P.O Box 30, FI-00211 Helsinki, Finland

電話: +358 9 696 361, Fax: +358 9 6925 474

URL: http://www.fi.sgs.com/fi/fimko.htm/

· Test Lab Gate Oy

Piisilta 1, 91100 Ii, Finland

電話: +358 8 5536000, Fax: +358 8 5536 112

URL: http://www.testlabgate.fi/

· Intertek Semko Oy

Koneenkatu 12, 05801 Hyvinkää, Finland

電話: +358 (0)10 4246200, Fax: +358 (0)10 4246201

URL: http://finland.intertek-etlsemko.com